

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】6

### ◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】10
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】11

### ◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部広域事業課】14

北九州市告示第 252 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 11 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和元年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 10 月 16 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和元年 1 0 月 3 日	北九州市小倉北区青 葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	4 台	令和元年 1 0 月 8 日	
	1 2 台	令和元年 1 0 月 1 8 日	
	1 4 台	令和元年 1 0 月 2 3 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 1 0 月 8 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和元年 1 0 月 1 1 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和元年 1 0 月 1 日	下城野自転車保管所
	1 台	令和元年 1 0 月 3 日	
	1 台	令和元年 1 0 月 7 日	
	1 台	令和元年 1 0 月 8 日	
	5 台	令和元年 1 0 月 1 0 日	
	6 台	令和元年 1 0 月 1 5 日	
	3 台	令和元年 1 0 月 1 6 日	
	1 台	令和元年 1 0 月 1 7 日	
	1 台	令和元年 1 0 月 1 8 日	
	4 台	令和元年 1 0 月 2 3 日	
	1 台	令和元年 1	

		0月24日	
	1台	令和元年1 0月28日	
	6台	令和元年1 0月30日	
J R 下曾根駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1台	令和元年1 0月15日	北九州市小倉南区八 重洲町16番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止 区域外	2台	令和元年1 0月3日	北九州市小倉南区下 城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	令和元年1 0月9日	
	4台	令和元年1 0月15日	
	2台	令和元年1 0月23日	
若松渡船場周辺地区自転 車放置禁止区域	1台	令和元年1 0月21日	北九州市若松区響南 町8番
若松区自転車放置禁止区 域外	1台	令和元年1 0月4日	小石自転車保管所
	1台	令和元年1 0月9日	
八幡東区自転車放置禁止 区域外	3台	令和元年1 0月11日	北九州市八幡西区築 地町10番 築地自転車保管所
	2台	令和元年1 0月21日	
J R 折尾駅周辺地区自転 車放置禁止区域	9台	令和元年1 0月10日	北九州市八幡西区長 崎町2番
J R 陣原駅周辺地区自転 車放置禁止区域	4台	令和元年1 0月17日	長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転 車放置禁止区域	12台	令和元年1 0月4日	

八幡西区自転車放置禁止区域外	1台	令和元年10月7日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
	1台	令和元年10月9日	
	1台	令和元年10月15日	
	2台	令和元年10月25日	
	1台	令和元年10月30日	
J R九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	令和元年10月9日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	令和元年10月24日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	2台	令和元年10月9日	
	1台	令和元年10月17日	
	1台	令和元年10月31日	

北九州市告示第 2 5 3 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和元年 1 1 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
三菱ケミカル株式会社福岡事業所  
理事役事業所長 辻川昌徳

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
三菱ケミカル株式会社福岡事業所

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	2 7 号ヌ 廃ガス洗浄施設	4 6 号ニ 廃ガス洗浄施設
名称	除害塔 SQ 5 D 3 8 0	除害塔 QM 2 D 1 5 0
能力	9 1 4 Nm <sup>3</sup> /h	7 1 1 Nm <sup>3</sup> /h

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

名称	除害塔 SQ 5 D 3 8 0	除害塔 QM 2 D 1 5 0
使用時間間隔	連続	連続
1 日当たりの使用時間	2 4 時間	2 4 時間
季節的変動	なし	なし

設置年月日	許可後	同左
-------	-----	----

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	除害塔 SQ5D380	除害塔 QM2D150
汚水量 ( $m^3$ /日)	通常 3 最大 6	通常 4.5 最大 6
水素イオン濃度	通常 10~14 最大 14	通常 10~14 最大 14
化学的酸素要求量 ( $mg/\ell$ )	通常 80,000 最大 90,000	通常 40,000 最大 50,000

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

ア メタノール回収設備 SQ3D400

項目 \ 名称	設置前	設置後
	メタノール回収設備 3D400	メタノール回収設備 SQ3D400
汚水等の量 ( $m^3$ /日)	通常 23.4 最大 32.4	通常 31 最大 40
水素イオン濃度	通常 10~14 最大 14	同左
化学的酸素要求量 ( $mg/\ell$ )	18,000	同左

イ 排水処理設備 ASA2

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ( $m^3$ /日)	通常 11,443 最大 13,209	通常 11,448 最大 13,248
水素イオン濃度	通常 6~9 最大 6~9	同左
化学的酸素要求量 ( $mg/\ell$ )	通常 158 最大 230	同左

浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 最大	60 86	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	— 4	同左
フェノール類含有 量 (mg/ℓ)	通常 最大	— 9	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	158 254	同左
りん 燐含有量 (mg/ℓ)	通常 最大	8.6 38	同左
ふっ素及びその化 合物 (mg/ℓ)	通常 最大	1 6	同左

(6) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 排水量及び汚染の状態

	設置前		設置後	
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	60, 358	通常	60, 179
	最大	82, 534	最大	82, 487
水素イオン濃度	5～9		同左	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常	38	同左	
	最大	45		
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常	30	同左	
	最大	40		
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常	—	同左	
	最大	1		
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常	—	同左	
	最大	1		
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常	60	同左	
	最大	120		



りん 燐含有量 (mg/ℓ)	通常 2.5 最大 9	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 6 最大 6.7	同左

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和元年11月22日から同年12月13日まで（日曜日及び土曜日を  
除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

### (2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

## 3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した  
文書を、令和元年12月13日までに上記縦覧場所に到着するように提出す  
ること。

北九州市公告第498号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

## 北九州市公告第501号

一般競争入札により、住民基本台帳ネットワークシステムにおける交付用統合端末等の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月22日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 契約内容

#### (1) 業務名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおける交付用統合端末等の借入れ及び保守業務 一式

#### (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

#### (4) 履行場所 北九州市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 契約条項を示す場所及び期間等

#### (1) 場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

イ 期間 この公告の日から令和元年12月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する

る規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### 4 競争入札に参加するための要件

この公告に係る競争入札に参加を希望する者は、入札参加の申出書を北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課に提出しなければならない。

#### 5 入札者に要求される義務

入札者は、提案書（作成要領は、入札説明書による。）に必要書類を添付して令和元年12月2日午後5時までに次項第1号の場所に提出しなければならない（郵送の場合は、書留郵便とし、令和元年12月2日午後5時必着とする。）。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 6 入札参加の申出書を受け付ける場所及び期間

##### (1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

##### (2) 期間

この公告の日から令和元年11月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

#### 7 入札書の提出場所等

##### (1) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和元年11月28日午後2時

##### (2) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 前号アに同じ。

イ 日時 令和元年12月3日午後2時

#### 8 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 競争入札に参加するための要件を満たさなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする事ができる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2107

北九州市上下水道局告示第23号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年11月22日

北九州市上下水道局長 中西満信

受託者		委託期間
名称	住所	
ワールドミクニ共同事業体 代表者 株式会社ワールドインテック	北九州市小倉北区大手町11番2号	令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
株式会社朝日広告社	北九州市小倉北区大手町11番3号	令和元年11月1日から令和2年3月31日まで